

平成31年あきる野市農業委員会 4月総会議事録

平成31年4月25日（木）午後3時30分、平成31年あきる野市農業委員会4月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫
田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・笹本輝明・坂本博・橋本喜久司・栗原剛

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 金子公晃、橋爪貴英、宮崎亮佑

報告

第1号報告 職員の解任及び任命について

議事日程

第1号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

開会 午後3時30分

(事務局長) 皆さん、こんにちは。それではただ今から、平成31年あきる野市農業委員会4月総会を開催いたします。平成最後の総会となりますので、よろしくお願いいたします。初めに甲野会長からご挨拶をいただきたいと思います。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しい中、本日総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。気候も良くなってきたと思ったら、かなり温度も上がってしまっていて、苗物だとか他の畑の栽培に影響が出なければいいかと心配しております。また、今、お話がありました新人の方、今後よろしくお願いいたします。高橋参与は私が入った時に課長さんをやっていただいて、大変お世話になりました。また、よろしくお願いいたします。今日また、後のスケジュールがありますので、このぐらいにしておきます。よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、4月18日に瑞穂町にて開催されました西多摩地方農業委員会連合会総会に課長とともに出席いたしました。諸報告は以上です。それでは、本日の署名委員は嶋崎委員と田中英雄委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) それでは、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長をお願いいたします。それでは会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員13名、推進委員5名の合計18名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは第1号報告を、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の資料の1ページをご覧くださいと思います。第1号報告、職員の解任及び任命について。平成31年4月1日付で下記職員を解任及び任命したので報告する。平成31年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。記、解任、事務局、野口創、都市計画課へ。事務局、三浦恵理夏、徴税課へ。事務局、石川剛、再任用退職という形になります。続きまして、任命、事務局、橋爪貴英、健康課より、まいりました。事務局、宮崎亮佑、農林課林務係より、まいりました。事務局、高橋勇、市民相談窓口係からまいりました。よろしくお願いいたします。以上です。それでは事務局より一言ずつ自己紹介をさせていただきます。

(事務局・自己紹介) (省略)

(議長) では、よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。第1号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の資料の2ページをご覧くださいと思います。第1号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成31年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) それでは番号1について、最初に、担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。それでは番号1をご説明させていただきます。案内図につきましては5ページと6ページになりますが、まず5ページの方から説明させていただきます。こちらの〇〇〇〇番ですが、多摩川の段丘の上になります。●●橋の少し上流になりますけど、現況はこの〇〇〇〇番の右側の部分、地図では余白になっていますが、ここは多摩川から20メートルから30メートルの間ぐらいの崖で、道路が元々あったのですが、それが崩れてなくなってしまっていて、それで現況としましては、〇〇〇〇さんの弟さんと耕作していましたので、お話をしてきました、現地はタマネギが少し植栽されておりまして、あとはきれいに、草も一本もないような状態でした。次に6ページになりますが、△△△△-△と□□□□ですが、こちらは地図の上の方に●●橋とありますが、この信号は●●橋のあきる野寄りの信号で、ここを右に行きますと福生の駅に行くバス通りでございます。この下流数百メートル、またここも崩れちゃってるような場所で、現況としましては、上がかかかってないハウス1棟と被覆されているハウス2棟、3棟のハウスと、冬を越えて来たノラボウ、アブラナ科の野菜が今ちょっと花盛りになっておりますが、順次耕作されると思います。〇〇さんはファーマーズセンターの会員にもなっておりまして、出荷先につきましても、何ら問題はなく、この3筆の畑につきましても、順次作付けが進むと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

(議長) はい。続きまして小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。今、笹本さんよりご報告していただきました、〇〇さんの案件の一番最後の筆、▲▲▲▲-▲ですが、4月19日に事務局の方と現地調査を行ってまいりました。場所は7ページをご覧ください。ちょうど真ん中になりますが、ここはすぐ上の通りに●●●とありますが、ここはバス通りで、右に行くと●●橋になります。こちらの畑は周りがほとんど、南側にも家が建っておりまして、住宅に囲まれたような所となっております。現地はハウレンソウ、タマネギ、こういった物が植えられてありまして、またニンジンの収穫跡等が見受けられました。畑はきれいに整理されておりまして、あとは笹本さんの報告通りですので、問題ないと思います。よろしく願いします。

(議長) はい。ただいま、事務局と笹本委員、小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号2について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。

(第1号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の橋本和夫委員、説明願います。

(橋本和夫委員) はい。それではご説明させていただきます。4月19日に事務局2名と一緒にこ

ちらを見てまいりました。地図は8、9、10ページになります。まずは8ページから。こちらは●●●●駅の●側、●●●の線路を挟んで向かい側、○○○ー○になります。畑は三角形のようになっておりまして、東側にサヤエンドウ、トウモロコシ、カブラネギ、あと残った所はトラクターで丁寧に耕耘されておりました。この近くで私もやっているの、見ていたら、昨年はこの後トウモロコシを作付けしているようでありました。続きまして9ページの方。まず△△△ー△ですが、こちらは●●●●さんのご近所ですが、奥が竹藪で、手前は梅なのですが、少し草が生えておりますが、片付けて小さく山になっておりますので、そこだけ少し刈っていただければ問題ないのかなと思います。そして下の方、□□□□、◇◇◇◇、こちらはちょうどサマーランドの●●●●の前辺り、川のある所です。こちらは田んぼを耕作しておりまして、現在は稲刈りの跡がそのまま残っているような状態です。例年、田んぼで耕作している所です。そして▽▽▽▽番、こちらは19日当日、お2人で作業しているところに会いました。トラクターのあとにマルチを敷いて、トウモロコシを撒くところでした。続きまして10ページになります。こちらサマーランドの●●●●を隔てて、●●●●の辺りの耕地整理した場所になります。こちら耕耘されておりまして、マルチを敷いてジャガイモ、ネギ、あと残りの部分もきれいに耕耘されておりましたので、問題ないように見受けられました。よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と橋本和夫委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか? ……よろしいですか?

ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号3について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、3ページをご覧くださいと思います。

(第1号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして番号3について、担当の谷澤委員、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。それでは番号3について説明いたします。現地調査は4月19日に事務局と行ってまいりました。現地の案内図は11ページになります。場所は五日市街道をずっと五日市方面に行きまして、五日市ファーマーズセンターの前に●●●●がありますが、その手前を●に入って行った所で、この5筆の真ん中に○○○○さんという家がありますが、そこがご自宅で、屋敷周りの畑ということになります。○○○○ー○は、ノラボウが終わって砕いてうなっているような状態と、あとハウスが3棟ぐらいありました。それから△△△△と、□□□□ー□、◇◇◇◇ー◇、こちらの方にもハウスが2棟ぐらいありまして、その他の所はノラボウの収穫が終わった状態。そして、▽▽▽▽ー▽ですが、こちらは自宅からちょっと、1メートルくらい段差があって、1段上がった畑なのですが、こちらの方もノラボウの残渣がございました。また、○○さんは五日市ファーマーズセンターの会員でもありますし、自身でスーパー等いろ

いろなところにも出しておりますので、出荷先等々は問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

(議長)ただいま、事務局と谷澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(橋本喜久司委員) 1点、分からないことを教えてください。この面積の「の内」というのは、どういうことですか？

(事務局次長) 納税猶予は筆全部ではなくて、案分でかけることができますので・・・。

(議長) あ、近所なので、▽▽▽▽-▽の40㎡ぐらい少ないのは、お稲荷さんの場所があるので、そこは納税猶予がかけられないということで、除いてあります。それから〇〇〇〇-〇は、かつて消防の浄化槽があったんです。相続する時。それが浄化槽のセメント分はダメですということで、ここも納税猶予はかけられない。あと、□□□□-□は昔の牛舎が、今は物置みたいになっていると思いますが、残っているんですね。その部分を削ったんだと思います。

(橋本喜久司委員) はい。分かりました。では、納税猶予の場合、そういうことができると言うか、畑の中に例えばコンクリートで施設を作っちゃっても、その部分だけを外して納税猶予をかけられるということですか？

(事務局) そうです。

(議長) まあ、畑なので限度はありますが、何でもかんでも作っちゃっていいということではありませんが、そこは納税猶予を申請しても通らないということです。

(橋本喜久司委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の資料の4ページをご覧くださいと思います。第2号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。平成31年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の橋本喜久司委員、説明願います。

(橋本喜久司委員) はい。4月19日に谷澤職務代理と事務局職員と現地に行ってきました。地図は12ページになります。場所ですが、●●●の一番下の段になります。地図の一番左上の方に●●●●●とありますが、ここが現在●●●●●さんになっています。この東側が現地です。現在、菜の花畑になって、畑と言うより放牧地と言うか、ミツバチですので、ミツバチの蜜源になっています。去年のうちから秋などにはコスモスの種を撒いて、コスモスの花が咲いてい

ます。そんなような状態になっています。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本喜久司委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) 賃借料なんですけれども、約●, ●●●m²で、普通に借りると・・・

(事務局) 大体1, 000m²1万円が相場という形で・・・

(谷澤職務代理) 1, 000m²、5, 000円ぐらいでしたよね？

(事務局) あきる野市の場合は比較的安くて、5, 000円ぐらいになっているのですが、大体都内では、1反1万円というのが相場と言われています。ただこちらに関しては、基本はあくまで相対になってきてしまうので、一応お話をいただいた時には、●万円というのは少し相場からすると高いのではないかと、というお話もしたのですが、借り手の方がそれでも大丈夫だということ、相場より少し高めではあるのですが、こういう形で載せてございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして専決の報告について、事務局より、報告願います。

(事務局) はい。それでは平成31年あきる野市農業委員会4月の総会専決処理を報告させていただきます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、5月23日、木曜日、午後1時30分から、あきる野市役所別館3階、第1会議室です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後3時52分